

広島県告示第三百五号

平成二十年広島県告示第九百一十一号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同
等以上の知識及び技能を有すると認められる者）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第二号及び第三号の表の項中「学校教育法による中学校」を「学校教育法による中学校又
は義務教育学校」に改める。

第七号中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八」を「
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第五項」に改める。

別表中「広島県尾道高等学校」を「尾道高等学校」に、

呉港高等学校	(全日制)	機械科	三	四
--------	-------	-----	---	---

を

呉港高等学校	(全日制)	工業科（機械コース）	三	四
--------	-------	------------	---	---

に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。